

幼保小接続に関する一考察

——年長児の発達保障の観点から——

The relationship between primary school and
preschool : The secure development of children with
preschool age

泊 明希佳
Akika Tomari

はじめに

平成 21 年 4 月施行の保育所保育指針と幼稚園教育要領に「小学校との連携」に関する内容が盛り込まれ、小学校学習指導要領においても幼稚園に加え保育所との連携が新たに明記された。この改訂を受け、各地域において連携が進められるようになった。その後、平成 30 年 4 月に新しい保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が施行され、その中で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や、幼児教育において育みたい「資質・能力」が明確に示された。これらの法令が同時期に改訂された背景には、幼児期の教育が保育所、幼稚園、認定こども園の 3 つのどの施設に通っても、小学校以降の教育や生涯を通じた心身の成長の礎になると認識されるようになったことが挙げられる。一方、武藤（2018）は「3 歳以上児の幼児教育としての共通化は長時間保育の部分や 3 歳未満児の保育により支えられ、それらと連続している」¹⁾と述べており、乳児期からの保育の積み重ねや乳児保育の質の向上の重要性も指摘している。さらに、武藤（2018）は、「乳児期において人との間に基本的信頼関係を築くことが、生涯を通じた自己肯定感や他者への信頼感といった『非認知能力』を育むために重要である」²⁾と述べている。このように、幼児教育は乳幼児期からの保育の連続性を重視し、小学校への接続を見据えたものへと変化したことが窺える。本研究では、幼保小接続について述べるとともに、年長児の発達保障の観点から幼保小接続の現状と課題について明らかにしていくことを研究の目的と

する。尚、本研究において幼保小接続とは、幼稚園、保育所に認定こども園も加えた3つの施設と小学校との接続を示すものとする。

幼保小接続

幼保小接続の必要性 日本において、5歳児の97%が保育所、幼稚園、認定こども園に通い、その後、義務教育段階である小学校に入学している。就学前に行われる幼児教育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものである。幼児期における「学び」とは「遊び」そのものであり、面白さや楽しさを追求し、子どもの自主的で主体的な活動を示す。保育士や教師は、このことを十分理解したうえで全体的な計画や教育課程を編成し、環境を通して指導を行っている。幼児期は「遊び」を通して身体感覚を伴う様々な活動を存分に経験し、豊かな感性を養い、好奇心や探求心を培っていくことが重要である。こうした経験が、生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となり、小学校以降の教科の内容を理解する「学習の芽生え」を育む。一方、小学校においては、年間や単元の指導計画に基づいて時間割が編成され、教科書などの教材を用いた指導が行われている。このように、「遊び」を中心とした幼児教育と教科等の学習を中心とした小学校の教育では指導方法が異なっているが、幼児期から義務教育段階へと子どもの学びや発達には連続性があることを踏まえ、幼児期の教育と小学校の教育が円滑に接続できるよう、保育士や教師は十分努める必要がある。

しかし、近年、「小1プロブレム」「学級崩壊」といった小学校入学後の生活の変化に対応できにくい子どもが増えていることが問題視されるようになってきている。こうした現状を受け、一人ひとりの子どもが新しい生活の変化に対応できるよう、保育所や幼稚園、認定こども園と小学校が相互に指導内容を理解するために、子ども同士の交流を図ったり、職員同士の情報交換の場を設けたりすることが求められている。

「小学校との連携」の取り扱い 保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、「小学校との連携」についてそれぞれ述べられている。以下、表1において「小学校との連携」に関する内容を示す。

表 1 保育所保育指針・幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領における「小学校との連携」に関する内容の取扱いについて

保育所保育指針	幼稚園教育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
保育所においては、保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。	小学校との接続に当たっての留意事項 (1) 小学校以降の生活や学習の基盤の育成 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。	小学校との接続に当たっての留意事項 ①小学校以降の生活や学習の基盤の育成 幼保連携型認定こども園においては、その教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。
保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同研究の機会などを設け、第1章の4の(2)に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。	小学校との接続に当たっての留意事項 (2) 小学校教育との接続 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。	小学校との接続に当たっての留意事項 ②小学校教育との接続 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼保連携型認定こども園における教育及び保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。
子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。	幼稚園の園長は、幼児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを小学校等の校長に送付しなければならない。幼稚園において記載した指導要録を適切に送付するほか、それ以外のものも含め小学校等との情報の共有化を工夫する必要がある。	幼保連携型認定こども園の園長は、幼児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを小学校等の校長に送付しなければならない。幼保連携型認定こども園において記載した指導要録を適切に送付するほか、それ以外のものも含め小学校等との情報の共有化を工夫する必要がある。

表 1 によると、3 つとも「小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにする」という記述がほぼ一致している。しかし、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、「幼児期」ではなく「乳幼児期」という言葉が用いられている。小学校教育において、特に低学年は乳幼児期の教育及び保育を通じて身に付けたことを生かしながら、教科等の「学び」につなげていく時期である。これは、平成 30 年の 3 法令同時改訂により、乳児期から 3 歳以上へのつながりを明らかにしたことで、乳児期からの保育の積み重ねが大切であると明確化されたためだと考えられる。一方、保育所保育指針においては、子どもに関する情報共有に関する記述が見られる。平成 21 年施行の保育所保育指針において「小学校との連携」が新たに加わったことにより、子どもの育ちを支えるための資料として保育所児童保育要録を作成し、小学校へ送付することが義務付けられた。保育所児童保育要録は、入園から卒園までの子どもの育ちを記録したものである。専門的な知識を持つ保育士の立場から見た子どもの育ちを小学校と共有することで、就学後も継続して子どもを見守ることができるようになる。そのため、保育士は子どもたちが安心して小学校へ進めるよう保育所児童保育要録の重要性を十分理解したうえで作成することが求められる。

次に、表 2 において保育所児童保育要録の利点について示す。

表 2 保育所児童保育要録の利点

保育所	小学校	家庭
・保育を振り返り、考察することで保育の質の向上につながる。 ・援助の効果を再認識して、保育という仕事に対してやりがいを感じる。 ・保育士同士の意見交換の場になる。	・あらかじめ子どもの特性や配慮が必要な事項を認識することで、理解をもって指導することが可能になる。	・家庭以外での子どもの様子を伝えてもらうことで、小学校生活への不安が和らぎ、安心して就学準備を進めることができる。

表 2 から、保育所、小学校、家庭のそれぞれの立場において保育所児童保育要録の効果が窺える。保育所保育で培った子どもの育ちを、就学後も引き続き支えるための大きな役割を担うものの一つが保育所児童保育要録である。また、幼稚園や認定こども園においては、幼稚園幼児指導要録や認定こども園こども要録がそれに相当する。

小学校から見た幼児期の教育との連携 平成 29 年告示の小学校学習指導要領において、「幼稚園教育要領に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること」³⁾、「小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通した総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること」⁴⁾と示された。さらに、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫についても示されている。平成 29 年告示の学習指導要領生活科によると、生活科は児童の生活圏を学習の対象や場とし、それらと直接関わる活動や体験を重視し、具体的な活動や体験の中で様々な気づきを得て、自立への基礎を養うことをねらいとしてきた⁶⁾と述べられている。さらに平成 20 年改訂の学習指導要領において、活動や体験の重視、気づきの質を高めること、幼児期の教育との連携を図ることの充実化が図られている。小学校低学年は、幼児期に育成された資質・能力を基に各教科等における資質・能力を育んでいく。そのためには、生活科の役割を十分理解し、幼児期の教育と低学年教育を滑らかに連続、発展させていくことが必要である。さらに、幼児期の教育との連携や接続を意識したスタートカリキュラムについて、教育課程全体を視野に入れ、学校全体で取り組む姿勢も重要である。

スタートカリキュラムとは、保育所、幼稚園、認定こども園での「遊び」や生活を通した「学び」を基礎として、小学校へ入学した子どもが主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラムである。表 3 において、スタートカリキュラム導入において育まれるものを「安心」「成長」「自立」の 3 つの視点から示す。

表 3 スタートカリキュラム導入により育まれるもの

安心	成長	自立
子どもは入学に際して期待と不安を抱いている。	子どもは幼児期の教育において「遊び」を通して、たくさんを経験している。	子どもは、幼児期に「学びの自立」、「生活上の自立」、「精神的な自立」の「3つの自立」につなげる経験をしている。
スタートカリキュラムに幼児教育の考え方を取り入れることで、子どもに安心感が生まれる。	スタートカリキュラムで幼児期の経験を小学校の学習につなげると、子どもは自信を持ち、成長していく。	スタートカリキュラムを入り口として6年間を見通すことが子どもの自立につながる。
安心感が生まれることで「小1プロブレム」の解消につながる。	自信や意欲をもって活動し、自己を存分に発揮する学習の姿が先生や友達に認められることで、自己肯定感が生まれ、よりよく成長していくことができる。	自分で考え、判断し、行動することを繰り返し、自立に向けて歩んでいくことで、小学校6年間の土台も作る。

参照：文部科学省国立教育政策研究所教育課程研究センター『スタートカリキュラムの編成の仕方・進め方が分かるスタートカリキュラムスタートブック（2015）』

表 3 によると、「安心」「成長」「自立」は幼児期の教育や経験を基に育まれていることが窺える。このようにスタートカリキュラムの具体的な姿を明らかにすることも、幼児期の教育との連携や接続を円滑にするために必要である。

就学を境に生じる「段差」の問題 保育所や幼稚園、認定こども園で生活していた子どもが小学校に入学すると様々な「違い」に出会う。この「違い」は、幼児期において一番の年長者であり、有能感や自尊心をもち、色々なことに挑戦する意欲をもつ存在の年長児から、小学校入学と同時に一番の最年少になり、できないことが前提の存在として扱われるようになることから生じている。さらに、この「違い」は①幼児期から小学校への移行期に上れない「段差」、②幼児から小学校への移行期に下りたくない「段差」と表現される場合もある。この「段差」について図 1 において示す。

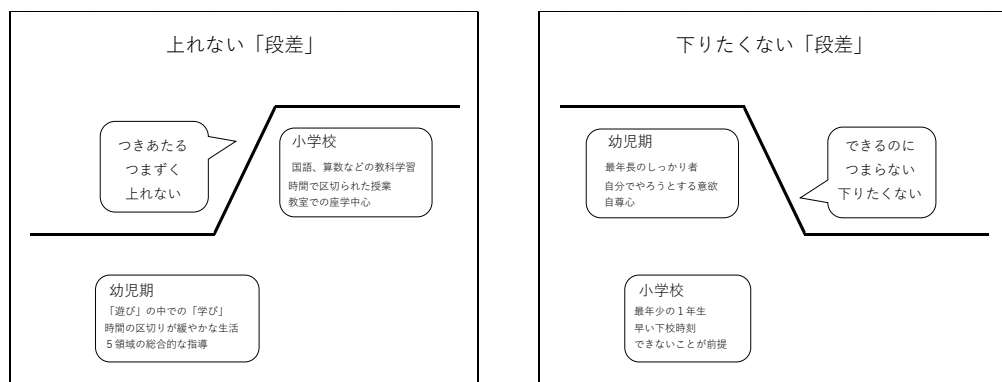


図 1 就学時に子どもが感じる「違い」により生じる「段差」

参照：栃木県総合教育センター幼児教育部栃木県幼児教育センター『学びをつなぐ幼・保・小連携』（閲覧日：2020.10.6）

図 1 では、幼児期に緩やかな時間の区切りの中で「遊び」を通して培われた「学び」が、小学校入学により座学中心の教科学習に移行することで、子どもたちがつまずき、つきあたって上れない「段差」として示されている。一方、幼児期において最年長で頼れる存在として過ごしていた年長児が小学校入学を機に、できないことが前提の最年少となることで活動に対して物足りなさを感じることから、下りたくない「段差」として示されている。このことから、幼児期の「学び」が小学校入学後において継続し難い状況にあるということが窺える。

しかし、幼児期の子どもにとって就学への期待や小学校への憧れはとても大切なものである。ここで重要なことは、少しの助けや少し手を伸ばせば届く程度の「段差」にすることである。そのため、「段差」を全て取り除くのではなく、子どもが幼児期に身につけた力に対応できるような滑らかな「段差」にすることが必要である。

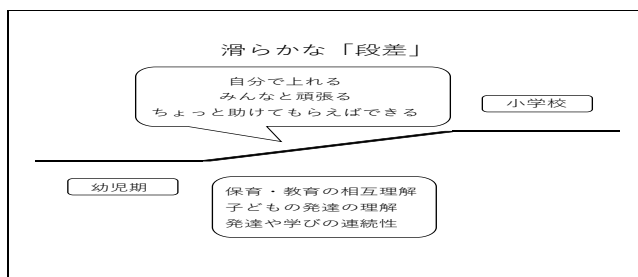


図 2 滑らかな「段差」のイメージ図

参照：栃木県総合教育センター幼児教育部栃木県幼児教育センター『学びをつなぐ幼・保・小連携』（閲覧日：2020.10.6）

図 2 は、滑らかな「段差」のイメージ図である。幼保小の接続は「段差」のない状態にするのではなく、子どもが幼児期において培った資質・能力を基に、少しの頑張りや背伸びで成長できるようにすることが重要である。

考察

以上、保育所、幼稚園、認定こども園の 3 施設と小学校との連携について述べてきた。本研究において、乳幼児期からの保育の積み重ねと、幼児期の教育において身に付けた資質・能力を基に、小学校以降の教育をより多い生活や学習の場として転換していけるよう、指導方法の工夫改善を図ることの重要性が明らかになった、幼保小接続は、それぞれの施設が果たすべき役割を果たすとともに、それぞれの施設における乳幼児や児童の実態把握や指導方法等について理解を深めていかなければならない。そのため、幅広い視野で乳幼児や児童に対する一貫性のある保育や教育を相互に協力し連携することが求められる。現在、幼児と児童との交流活動や、それぞれの施設における職員同士の情報交換会、全体的な計画・教育課程の編成、指導方法の工夫等がされている。今後は、幼児期に「遊び」を通した育ちと小学校教育における「学び」の接続が一層滑らかなものになるよう、幼保小の交流と連携が図られえていくことが重要であると考ええる。

引用文献

- 1) 武藤 隆.(2018).幼稚園保育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領 3 法令 すぐわかる すぐできる おたすけガイド.ひかりのくに株式会社.
- 2) 1)に同じ.
- 3) 文部科学省.(2017).小学校学習指導要領(平成 29 年告示)開設総則編:東洋館出版社.
- 4) 3)に同じ

参考文献

長谷部比呂美.(2004).保育者をめざす学生の幼保小連携に関する意識:「小 1 プロブレム」の背景要因についての自由記述から:お茶の水女子大学子ども発達教育研究センター紀要,1,43-52.

- 国立教育政策研究所.(2016).幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図るための
指導計画の工夫、及び指導内容、指導方法等の工夫改善に関する実践研究.
厚生労働省.(2017).保育所保育指針：フレーベル館.
御園愛子.(2011).子どもの育ちを伝える：保育所児童保育要録の書き方&文例集.:株
式会社ナツメ社.
文部科学省.(2017).小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 生活編.
文部科学省.(2017).幼稚園教育要領：フレーベル館.
文部科学省・厚生労働省.(2009):保育所や幼稚園等と小学校における連携事例集
内閣府・文部科学省・厚生労働省.(2017).幼保連携型認定こども園教育・保育要領：
フレーベル館.
全国保育士会.(2010).「保育所と小学校の連携に関する調査」報告.

謝辞

本原稿執筆にあたり、同僚にはたくさんの貴重な意見やアドバイスをいただきました。今回の研究をさらに発展すべく、今後も精進してまいりたいと思います。本当にありがとうございました。